

院外処方に係る疑義照会簡素化プロトコル合意書

恵生会上白根病院と() は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上合意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方に係る疑義照会簡素化プロトコル」(別紙)に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

2. 「院外処方に係る疑義照会簡素化プロトコル」に基づいて調剤を行う際は患者に不利益があってはならない。

3. 運用開始について

2023 年 月 日から運用を開始する。

4. 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

(施設住所・名称・代表者)

2023 年 月 日

住 所 : 〒241-0002 横浜市旭区上白根 2 丁目 65 番1号

名 称 : 医療法人社団恵生会 上白根病院

代表者 : 病院長 富田 祐司 印

(保険薬局・名称・代表者)

2023 年 月 日

住 所 :

名 称 :

代表者 : 印